

# 【参考】放送法改正に伴う日本放送協会定款の変更(概要)

- 協会は、放送法18条に規定された協会の基本的事項を定款で定めており、総務大臣の認可を受けて変更する。(経営委員会議決事項)
- 今回の変更は、主に、今次改正で放送法に新たに規定された事項を定款に追加するもの。

放送法	放送法に新たに規定された事項(NHK関係概要)	日本放送協会定款 対応する規定を新設
(定款) 第18条 協会は、定款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。 一 目的 二 名称 三 事務所の所在地 四 資産及び会計に関する事項 五 経営委員会、監査委員会、理事会及び役員に関する事項 六 業務及びその執行に関する事項 七 放送債権の発行に関する事項 八 公告の方法	<b>民放の責務遂行に対する協力(20条6項)</b> ▼協会は、民放の放送法上の責務に関し、NHK自身の業務に支障のない範囲内で必要な協力をするよう努める。 ① 視聴覚障害者向け番組をできる限り多く設けること(4条2項) ② 放送があまねく受信できるようにすること(92条)	4条4項 放送法の各規定の施行日(政令で規定)にあわせて施行 施行日1 公布の日から9か月以内
2 定款は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。	<b>関連事業持株会社への出資等(22条の2、22条の3)</b> ▼協会は、NHKグループの業務の効率的な遂行のため、総務大臣の認可を受けて、予算事業計画等に定めるところにより、関連事業持株会社に出資することができる。 ▼協会は、当該出資の認可を受けるとき(変更するとき)は、関連事業持株会社と共同して「関連事業出資計画」を作成し、総務大臣より当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。	5条2項・3項 施行日2 1年以内
	<b>受信契約の締結義務の履行遅滞に係る割増金等(64条4項等)</b> ▼協会は、受信契約の締結義務の履行を遅滞した者から、当該受信料のほか当該割増金を徴収することができる。	58条4項等
	<b>還元目的積立金(73条の2)</b> ▼協会は、決算において、プラスの事業収支差金が生じたときは、総務省令で定めるところにより計算した額を還元目的積立金として積み立てるとともに、積み立てた額は、原則として、次の中期経営計画の期間における受信料の額の引き下げの原資に充てなければならない。	83条1~5項

※そのほか、項・条番号の繰り下げなどの変更も実施